

## 土地調書添付図等作成要領

番号	区分	作成要領
1	土地調書添付図	<p>(1) 土地調書添付図は、共通仕様書第59条及び第60条に規定されている用地実測図及び面積計表に基づき、1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 土地調書添付図(正本)は、不動産登記規則別記第一号の様式に準じて、JIS規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地調書添付図は、別に調査職員の指示による場合を除き、用地実測図と同一の縮尺により作成すること。</p> <p>(4) 土地調書添付図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。</p> <p>(5) 土地調書添付図には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。</p> <p>(6) この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標種類を記載すること。</p> <p>(7) 土地調書添付図には、登記引照点(やむを得ない場合は恒久的地物)を明示し、引照点(恒久的地物)の概略図及び引照点の座標値、引照点からの距離・角度を記載すること。</p> <p>(8) 土地調書添付図には、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p> <p>(9) 「測量成果品チェックリスト」及び「測量成果品チェックマニュアル」(平成28年8月17日28用第487号用地課長通知)を参照の上、作成すること。</p>
2	土地の所在を表す図面	<p>(1) 土地の所在を表す図面は、共通仕様書第48条の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。</p> <p>(2) 土地所在図(正本)は、不動産登記規則別記第一号の様式に準じて、JIS規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地の所在を表す図面には、方位、形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 土地の所在を表す図面は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>
3	土地実地調査書	<p>(1) 土地実地調査書は、福岡法務局土地建物実地調査要領に基づき、原則として1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。ただし、同一地権者で隣接する土地の場合は複数筆をまとめて作成することもできる。</p> <p>(2) 土地実地調査書は、福岡法務局土地建物実地調査要領附録第3号の様式により作成すること。</p> <p>(3) 画像情報は、全景や接近画像などにより、筆界・分筆線・基準点・引照点などが確認できるように作成すること。</p>